

組合員の皆様へ

台風19号の被害にかかる災害復旧融資のご案内

令和元年10月の台風19号により、管内農業用施設並びに農作物に被害が出ております。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、組合員皆様の農業経営の早期復旧を願い、農業施設等の復旧のための資金支援を下記の通り実施致しますので、ご利用いただきますようご案内申し上げます。

【 概 要 】

- 融資対象者 台風19号により災害を受け、当組合から災害被害の認定を受けた方
- 資金使途 農作物被害回復のために要する資金、農業用施設等の復旧に要する資金等
- 融資金額 1軒あたり500万円以内
但し、既に基金協会保証にて農業関連資金をご利用の場合は、上記金額までご利用いただけない場合がございます。詳しくは、支店窓口にお問い合わせ下さい。
- 融資期間 5年以内（うち、最長1年間元金返済据置可）
- 金 利 年0.00%（固定金利） *令和1年10月1日現在
- 返済方法 元金均等月賦返済または期日一括返済（融資期間2年以内のもの）
- 担保・保証 埼玉県農業信用基金協会の債務保証
*保証料は年0.21%（一括払い）で別途申し受けますが、保証料助成事業に基づき、全額助成される場合がありますので、お申込みいただいた各支店にご確認ください。
- 申込期限 令和2年3月31日（火）

※本融資についての詳しいご相談は各支店にて承ります。

本件ご利用時期が令和2年4月1日（水）以降になる場合、保証料助成が受けられない場合がございますので、お申込みいただいた各支店にご確認ください。

なお、ご融資にあたっては、所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

以 上

いるま野農業協同組合
代表理事組合長 大木 清志